

# 個人情報保護の手引き

平成30年3月

東久留米市市民部生活文化課

## はじめに

個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護することを目的とした法律「個人情報保護法」は平成17年4月に全面施行されました。その後、世界中でICT化の急激な進展により、当初、法を制定した段階では想定されていなかった問題が起こるようになりました。

そこで、これらの問題に対応するために、平成27年9月に法改正が行なわれ、平成29年5月30日から施行されることとなりました。

今回の改正のポイントとして、改正前は法の適用がなかった5,000人以下の個人情報を取り扱う事業者についても、新たに本法が適用されることとなり、この事業者には、自治会等非営利組織も該当することとなります。

自治会の皆様におかれましては、この手引きを活用し、個人情報を適切に扱い、自治会の運営の一助としていただければと思います。

# 目次

1. 個人情報を守るルール
2. 個人情報 Q&A
3. 参考資料



ルールを作ろう！



## 1. 個人情報を守るルール

「個人情報」とは、自治会が活動するうえで必要不可欠な情報です。具体的にどのようなものが個人情報かと言いますと、「生存する個人に関する情報で、氏名・生年月日・住所・電話番号その他の記述等により、特定の個人を識別できるもの」をいいます。本人が判別できる顔写真等もこれにあたります。

この個人情報を取り扱う際には、守るべきルールがあります。



## 個人情報の取り扱いルール

### 1)個人情報を取得する際には、利用目的を限定し、本人に通知する

自治会で個人情報を会員から**取得**する際には、どのような目的で利用するのか会員に伝え、出来る限り限定する必要があります。ポイントは、あらかじめ本人に伝えることです。利用目的については、総会や回覧などで定期的に会員に周知することが大切です。

#### 【総会・回覧などでの周知例】

本自治会では自治会員の個人情報を、自治会名簿の作成、総会資料、補助金申請の資料、防災・防犯活動で利用し、これ以外の目的で外部に提供することはありません。

## 2) 個人情報<sup>を</sup>第三者<sup>に</sup>提供<sup>する</sup>際には、本人<sup>の</sup>同意<sup>が</sup>必要

自治会<sup>の</sup>情報<sup>を</sup>第三者<sup>に</sup>提供<sup>する</sup>場合は、あらかじめ本人<sup>の</sup>同意<sup>を</sup>得<sup>る</sup>必要があります。また、同意<sup>を</sup>得<sup>て</sup>第三者<sup>に</sup>提供<sup>した</sup>場合は、提供<sup>した</sup>相手先<sup>、</sup>日時<sup>、</sup>目的<sup>等</sup>を一定期間記録<sup>しておく</sup>必要があります。ただし、以下<sup>の</sup>場合は例外<sup>なので</sup>、適用除外<sup>されます</sup>。

### A 法令<sup>に基づく</sup>場合

- ・警察<sup>や</sup>検察<sup>等</sup>から、令状<sup>による</sup>捜査<sup>(刑事訴訟法第218条)</sup>があった場合
- ・税務署長<sup>に対する</sup>支払調書<sup>等</sup>を提出<sup>する</sup>場合<sup>(所得税法第225条第1項等)</sup>

B 自治会員<sup>の</sup>生命・財産<sup>の</sup>保護<sup>をする</sup>ために必要<sup>であり</sup>、かつ、本人<sup>の</sup>同意<sup>を</sup>得<sup>る</sup>ことが困難<sup>である</sup>場合

- ・ 災害時等の緊急連絡として個人情報を使用する場合

C 国、地方公共団体等に協力する必要がある場合

- ・ 行政の事業実施に必要な場合

### 3) 個人情報を第三者に提供する・第三者から提供を受ける場合

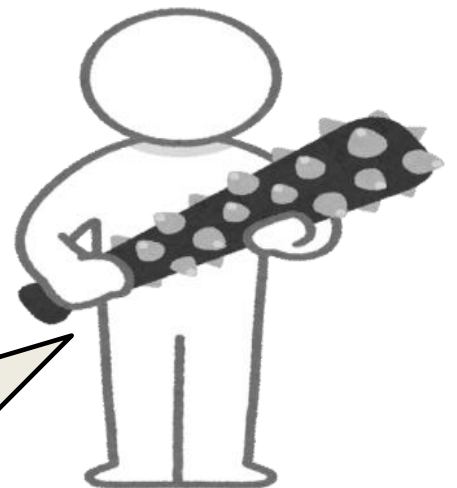
自治会員の個人情報を第三者に提供する場合、または提供を受ける場合、その経過や相手先を記録して、一定期間残しておくことが必要です。巻末の「参考資料3」に記載例を掲載しておりますので、参考にしてください。

#### 4) 個人情報を安全に保管する

自治会員から提供を受けた個人情報を管理する際には、盗難や紛失をしないよう適切に管理をする必要があります。例えば個人情報をパソコン等で管理する場合や、データを送信する必要がある場合には、ファイルにパスワードを設定するなど、セキュリティ設定を高めることが必要です。

個人情報が漏えいし、当事者が損害を受けた際には民法上の損害賠償、場合によっては刑事罰に相当する事態になってしまう場合があります。

自治会自体に賠償責任  
が及ぶことも・・・！





## 2. 個人情報 Q&A



Q

自治会が個人情報の利用目的を「できる限り特定しなくてはならない」とありますが、どこまで特定する必要がありますか。

A

ここでいう「できる限り」特定するとは、具体的に本人にとって分かりやすいものであることが望ましく、抽象的・一般的な内容を利用目的とすることでは特定したことにはなりません。例えば、「市役所の補助金申請の際に使用するため」や、「親睦会のボランティア保険に加入するため」等の利用目的を具体的に明示する必要があります。

Q

自治会員から取得した個人情報はいつ削除すればいいですか

A

国等が示すガイドラインでは、個人情報を利用する必要がなくなったときは、必要以上に長期にわたり不要に保管せず、削除することとされています。自治会を運営するにあたって支障がない範囲での管理をおこなってください。

【利用する必要がなくなった時】とは、利用目的が達成されたことにより、当該目的との関係では当該個人データを保有する合理的な必要が存在しなくなった場合や、その逆に、事業が中止になった場合をいいます。

Q

自治会員の個人情報を管理するための台帳等を作成しなくてははいけませんか

A

自治会員の皆さんの個人情報の取り扱い状況を確認できるような台帳を作成することにより、どのような目的で誰に個人情報を提供したかを明確にすることが出来ます。

作成は義務ではなく任意ですが、個人情報の取り扱いの管理を的確に行っていくためにも、効果的な取り組みであると考えられます。



Q

自治会では毎年度会員名簿を更新しています。前年度から変更がない会員の個人情報はそのま利用することができますか。

A

変更がない自治会員の個人情報は、初めに情報を取得した時点で利用目的を伝えていれば、その利用目的の範囲内で、引き続き利用することができます。

Q

集合住宅の入居者に自治会への加入の勧誘等をするために、大家さんに入居者の個人情報を聞くことはできますか。

A

この場合、入居者の方が大家さんに自治会への情報提供をしてもよいという同意が必要です。

### 3. 参考資料

自治会で個人情報のルールを定める際に、現在の会則等の改正、個人情報取扱基準等を作成することが考えられます。具体的な内容は、各自治会の状況に沿ったもので作成されることになると思われますが、この項目で参考資料を例示しますので、参考にしてください。

#### 【参考資料1】

##### 会則

##### (個人情報について)

第△条 本会が自治会活動を推進するために必要となる個人情報の取得、利用、提供については、「個人情報取扱基準」を定め、適正に運用するものとする。

## 【参考資料 2】

(平成30年〇月〇日)

### 〇〇〇自治会 個人情報取扱基準

#### (目的)

第1条 本会が保有する個人情報の適切な取扱いに関する事項を定めることにより、自治会活動の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

#### (責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

#### (周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱基準を、総会資料又は回覧等により少なくとも毎年1回は会員に周知するものとする。

#### (個人情報の取得)

第4条 本会は、会長が「自治会加入届」などを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得するものとする。

2 本会が会員等から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号、援護の要否、緊急連絡先その他の事項で、会員等が同意する事項とする。

#### (利用)

第5条 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会員の名簿、自治会の範囲図の作成
- (2) 会費の請求及び管理
- (3) 回覧その他文書の送付
- (4) 自治会の親睦会
- (5) 防災・防犯活動
- (6) 災害等の緊急支援活動
- (7) 市への補助金の申請

(管理)

第6条 個人情報、会長又は会長が指定する役員が保管し、適正に管理するものとする。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供)

第7条 個人情報は、次に掲げるものを除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 自治会員の生命、身体及び財産を守ために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進のために必要な場合

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(5) 社会福祉協議会、東久留米市自治会連合会、学校及びこれらに準じる公共の福祉の推進を図る団体が、自治会に関する事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(訂正、利用の停止)

第8条 本会は、保有する個人情報の訂正請求があった場合において、請求の理由があると認められるときは、保有する個人情報の訂正を行うこととする。

2 本会は、保有する個人情報の利用又は第三者への提供の停止請求があった場合において、請求に理由があると認められるときは、保有する個人情報の利用又は、停止を行うものとする。

(苦情の処理)

第9条 会長は、本会の個人情報の取り扱いについての苦情があったときは、適切かつ速やかに対応することに努めることとする。





# 平成〇〇年度〇〇自治会個人情報取扱の名簿

年月日	提供者	提供される対象者	提供される情報	提供を受けた経緯
平成30年2月28日	自治会連合会会長〇〇	〇〇氏	氏名・住所・電話番号	〇〇氏が本自治会に加入希望であり、自治会連合会会長へ取次ぎを依頼したため

記載例